

浦安市環境保全条例の概要

大気汚染、騒音・振動、地盤沈下などの
公害防止のためのご案内



「浦安市民の森」：群馬県高崎市倉淵町

浦安市 都市環境部 環境保全課

〒279-8501 浦安市猫実1-1-1

電話：047-351-1111 (代)

047-352-6482 (直)

FAX：047-381-7221

E-mail：kankyuhozen@city.urayasu.lg.jp

今日の環境問題

今日の環境問題は、かつての工場等が発生源となる産業型公害から、都市開発や生活様式の変化による都市・生活型公害へと移り変わっています。この都市・生活型公害や地球温暖化などの環境問題は、日常生活や事業活動が原因となっているものが多くあると考えられます。

これらの環境問題の解決のためには、市・事業者のみならず、私たち一人ひとりが暮らしや社会経済活動のあり方そのものを見つめ直し、良好な環境を保全し、次の世代が安心して快適に暮らせるよう努めなければなりません。

浦安市では、環境の保全などに関し、市の施策や公害の防止のための規制を盛り込んだ「浦安市環境保全条例」を制定しています。このパンフレットでは、その中でも主に大気汚染、騒音・振動、地盤沈下などの公害防止のための規制についてご案内します。

浦安市環境保全条例の体系

1. 総 則

市、事業者、市民及び滞在者等の立場における責務について規定

4. 良好な生活環境の保持

市民、事業者等の近隣の生活環境を保持するための努力義務を規定

2. 環境保全に関する施策

市が実施すべき施策を規定

5. 地球環境の保全

市の施策や市民、事業者等の地球環境の保全に関する努力義務を規定

3. 公害の防止

届出や規制基準の遵守義務等を規定

①大気汚染

ばい煙に関する規制

④地盤沈下

地下水の採取に関する規制

②騒音・振動

騒音、振動に関する規制等

- ・騒音等特定施設、特定作業
- ・特定建設作業
- ・拡声機の使用
- ・夜間の飲食店営業

③自動車の排出ガス等に関する規制

自動車から発生する排出ガスや騒音を最小限に抑えるための義務や努力義務を規定

6. 雑 則

公害に関する苦情の処理や、事業者に対する報告・検査について規定

7. 罰 則

①、②、④で規定されている届出義務や市長の改善命令に違反した者への懲役刑や罰金刑を規定

工場や事業場から発生するばい煙*¹による大気汚染を防止するため、一定規模以上のボイラーなどのばい煙特定施設に対し、ばい煙量の排出基準や、市長への届出義務（設置時・変更時）等について規定しています。

* 1 ばい煙 物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、ばい塵、有害物質

規制の対象施設及び規制基準

施設の種類	規模又は能力	ばい煙量の規制基準
ボイラー	伝熱面積が 5 m ² 以上	規則で定めた硫黄酸化物の量 P 9 「ばい煙の規制基準」 参照
廃棄物焼却炉	・火格子面積もしくは火床面積が 1 m ² 以上 ・焼却能力が 100kg/時以上	

上記の他、大気汚染防止法上のばい煙発生施設を設置しようとする者は、千葉県知事に届出が必要です。対象となる施設の詳細については、[環境省ホームページ「大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設」](#)でご確認ください。

ばい煙量の測定、記録

ばい煙特定施設の設置者は、当該施設から排出される硫黄酸化物について、年 2 回以上測定し、その結果の記録を 3 年間保持しなければなりません。

粉じんの飛散防止

建築物の所有者又は占有者は、市民の健康に係る被害を防止するため、石綿の飛散防止のための措置を講じなければなりません。

廃棄物処理法

野焼きは禁止！！

野焼きは、一部の例外を除き、廃棄物処理法で禁止されています。

違反した者には 5 年以下の懲役 または 1000 万円以下の罰金 等が科せられることがあります。

一般ごみの野焼きは、大気汚染やダイオキシン発生の原因にもなります。絶対にやめましょう。

悪臭防止法

ご存知ですか？臭気指数

「臭気指数規制」とは、人の嗅覚で臭気を総体としてとらえるもので、複合臭や未規制物質による臭気も規制することが可能となります。規制対象は市内にある事業場全てです。事業者の皆様には、臭いが外部に漏れない配慮をお願いいたします。

詳しくは、浦安市ホームページ「悪臭規制方式について」をご覧ください。

自動車の排出ガス等に関する規制等

条例第 44 ～ 46 条

自動車の使用に伴う環境への負荷を低減するための取り組みについて規定しています。

自動車の運転者等の義務等

- ・ 自動車を駐停車するときは、アイドリングストップをするよう努めなければなりません。
- ・ 収容台数 5 台以上若しくは敷地面積 125㎡以上の駐車場の設置者・管理者は、その駐車場を利用する者にアイドリングストップをするよう周知しなければなりません。
- ・ 排出ガス等を最小限にとどめるため、所有する自動車に必要な整備をするよう努めなければなりません。

自動車の使用抑制

- ・ 事業を営む者は、物の輸送に際して、共同輸配送等により自動車使用の抑制に努めなければなりません。

低公害車の購入等

- ・ 自動車を購入又は使用しようとする者は、排出ガス発生量の少ない低公害車を購入又は使用するよう努めなければなりません。

地盤の沈下等に関する規制

条例第 47 ～ 57 条

地盤沈下防止のため、地下水の採取を目的とした揚水施設に対し、構造基準や採取量、市長への届出義務（設置時・変更時）等について規定しています。

揚水施設の構造基準、及び採取量の制限

吐出口の断面積 による区分	構造基準、採取量の制限		
	ストレーナの位置	揚水機の出力	採取量の制限（1日当たりの採取量）
6㎡以下	—	0.6 k w以下	最大 20㎡以下、かつ月平均 10㎡以下
6㎡を超え 21㎡以下	650m 以深	—	—

地下水採取量の測定、記録及び報告

揚水機の出力が 0.6 k w を超える揚水施設を設置している者は、地下水の採取量を測定し、その記録は 3 年間保存し、毎年 2 月末日までにその前年の採取量について市長へ報告しなければなりません。

拡声機の使用に関する規制

市民の静穏な生活環境を確保するため、拡声機の使用に対して、その音量や使用時間などの基準について規定しています。

使用基準

- ・ 午後 7 時から翌日の午前 10 時までの間及び地上 7 m 以上の位置では使用禁止とする。
- ・ 1 回の使用時間は 10 分以内とし、1 回につき 10 分休止する。(同一場所で使用する場合)
- ・ 2 つ以上の拡声機を使用する場合は、50 m 以上の間隔をあける。

適用除外

- ・ 公職選挙法の定める選挙運動又は選挙における政治活動を行うためのもの。
- ・ 国又は地方公共団体の業務を行うためのもの。
- ・ 学校行事や、祭礼等地域の慣習としての行事を行うためのもの。
- ・ 災害、事故等による警戒や救助、その他安全を確保するために行うもの等。

夜間の飲食店営業等に関する規制

市民の生活様式の多様化に伴い増加している夜間の騒音問題を防止するため、飲食店営業などを行う者に対し、騒音の基準を規定しています。

事業者の義務

飲食店営業等の事業者は当該事業所に係る夜間（午後 10 時から翌日の午前 6 時）における騒音の発生について基準を遵守しなければなりません。

対象事業所

飲食店、喫茶店、ガソリンスタンド、洗車場、カラオケ店など。
詳しくは環境保全課までお問い合わせください。

規制基準

(単位：デシベル)

区域区分	規制の種類と時間	拡声機の規制基準 19:00～翌10:00は使用禁止	夜間営業の規制基準 22:00～翌6:00の間
第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域		50以下	40以下
第1種住居地域、第2種住居地域	※	55以下	45以下
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	※	65以下	50以下

表中※の区域は、学校、保育所、病院及び入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、認定こども園の敷地の周囲 50 m 以内は、上の表から 5 デシベル減じた値となります。

騒音等特定施設

工場や事業場から発生する騒音等を防止するため、著しい騒音等を発生する騒音等特定施設に対し、騒音等規制基準や、市長への届出義務（設置時・変更時）について規定しています。

規制の対象施設

金属加工機械、圧縮機、送風機、冷凍機（エアコン室外機などの冷凍・冷蔵及び空調に用いられる圧縮機）など。

※ P 10「騒音特定施設、振動特定施設届出条件確認表」を参照
市条例で定める特定施設の他、騒音規制法、振動規制法に係る施設にも届出が必要です。

特定作業

工場や事業場において行われる作業のうち、著しい騒音等を発生する作業（特定作業）からの騒音等を防止するため、特定作業に対し、騒音等規制基準や、市長への届出義務（開始時・変更時）について規定しています。

規制の対象作業（特定施設を設置する工場等で行う作業は除く）

- ①板金又は製缶の作業
- ②鉄骨又は橋梁の組立ての作業
- ③ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する整地機又は掘削機を使用する作業（特定建設作業に該当するものは除く）

騒音に係る規制基準（特定施設・特定作業）

（単位：デシベル）

区域区分	時間	時間		
		8:00～19:00	6:00～8:00 19:00～22:00	22:00～翌6:00
第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域		50	45	40
第1種住居地域、第2種住居地域	※	55	50	45
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	※	65	60	50

振動に係る規制基準（特定施設・特定作業）

（単位：デシベル）

区域区分	時間	時間	
		8:00～19:00	19:00～翌8:00
第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域	※	60	55
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	※	65	60

表中※の区域は、学校、保育所、病院及び入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、認定こども園の敷地の周囲 50 m以内は、上の表から 5 デシベル減じた値となります。

特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音等を発生する作業（特定建設作業）からの騒音等を防止するため、特定建設作業に対し、騒音等の大きさや作業時間等の規制基準や市長への届出義務について規定しています。

規制の対象となる建設作業

くい打機、さく岩機、ブレーカー、バックホウ、振動ローラなどを使用する作業。

※ P.9「特定建設作業の種類」を参照

市条例で定める特定建設作業の他、騒音規制法、振動規制法に係る建設作業にも届出が必要です。

実施届の期日

特定建設作業の開始日の8日前まで（中7日間以上空ける）

※その作業が開始した日に終わるものは除く

規制基準（特定建設作業）

項目、規制の対象	騒音	振動	適用除外
敷地境界線上の騒音等の大きさ	85 デシベルを超えないこと	75 デシベルを超えないこと	
作業時間	19:00～翌7:00 でないこと		①②③④⑤
1日の作業時間	10時間を超えないこと		①②
作業期間	連続して6日を超えないこと		①②
作業日	日曜日、休日に行わないこと		①②③④⑤⑥

※適用除外の欄にある①から⑥までは、次のとおりです。

- ①災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合。
- ②人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合。
- ③鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため当該特定建設作業を行う必要がある場合。
- ④道路法第34条の規定により道路の占用の許可に当該特定建設作業を行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定による協議において当該特定建設作業を行うべきこととされた場合。
- ⑤道路交通法第77条第3項の規定により道路の使用の許可に当該特定建設作業を行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定による協議において当該特定建設作業を行うべきこととされた場合。
- ⑥電気事業法施行規則第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として当該特定建設作業を行う場合であって、当該作業場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため行う必要がある場合。

ばい煙の規制基準

次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} \times \text{He}^2$$

この式において、q、K及びHeは、それぞれ次の値を表わすものとする。

q 硫黄酸化物の量 (単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

$$K = 1.75$$

He 次の式により補正された排出口の高さ (単位 メートル)

$$\text{He} = \text{Ho} + 0.65 (\text{Hm} + \text{Ht})$$

$$\text{Hm} = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$\text{Ht} = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left(2.301 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

これらの式において、Ho、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ho 排出口の実高さ (単位 メートル)

Q 温度15度における排出ガス量 (単位 立方メートル毎秒)

V 排出ガスの排出速度 (単位 メートル毎秒)

T 排出ガスの温度 (単位 絶対温度)

備考 硫黄酸化物の量は、次のいずれかに掲げる測定法により測定して算定される硫黄酸化物の量として表示されたものとする。

- 1 日本工業規格K0103に定める方法により硫黄酸化物濃度を、日本工業規格Z8808に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定する方法
- 2 日本工業規格K2301、日本工業規格K2541又は日本工業規格M8813に定める方法により燃料の硫黄含有率を、日本工業規格Z8762に定める方法その他の適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法
- 3 大気汚染防止法施行規則 (昭和46年厚生省・通商産業省令第1号) 別表第1の備考の3の規定により環境大臣が定める方法

特定建設作業の種類

届出が必要となる特定建設作業の種類	騒音規制法	振動規制法	市条例
・アースオーガーを併用する作業 ・圧入式を使用する作業 ・上記以外の作業 (もんけん除く)	●-1	●-1	●-1
・油圧式くい抜き機を使用する作業 ・油圧式以外のくい抜き機を使用する作業	●-1	●-1	●-1
・びょう打機を使用する作業	●-2		
・エア式インパクトレンチを使用する作業 (インパクトドライバ除く)			●-2
・ブレーカー (手持ち式を除く) を使用する作業	●-3	●-4	
・手持ち式ブレーカーを使用する作業	●-3		
・コンクリートカッター等の切断作業			●-3
・クラッシャー等の圧砕作業			●-3
・上記以外の削岩機を使用する作業	●-3		
・電動機以外の原動機を用いるもので、その原動機の定格出力が15kW以上を使用する作業。(削岩機の動力とする場合を除く)	●-4		
・混練機の混練容量が0.45m ³ 以上を使用する作業 (モルタルを製造するための場合を除く)	●-5		
・混練機の混練重量が200kg以上を使用する作業	●-5		
・原動機の定格出力が80kW以上	●-6		
バックホウ			●-9
・80kW以上で環境大臣指定の低騒音型			
・原動機の定格出力が80kW未満			
トラクター ショベル	●-7		
・原動機の定格出力70kW以上			
・70kW以上で環境大臣指定の低騒音型			●-9
・原動機の定格出力が70kW未満			
ブルドーザー	●-8		
・原動機の定格出力が40kW以上			
・40kW以上で環境大臣指定の低騒音型			●-9
・原動機の定格出力が40kW未満			
その他			●-9
・騒音振動測法の届出対象外で、バックホウ等に類する整地機、掘削機を使用する作業			
・振動ローラを使用する作業			●-10
・鋼球を使用して建築物などの工作物を破壊する作業		●-2	
鋼球			
鋪装版破砕機			
※1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを越えない作業に限る)			●-3
・ハンマ落下式で舗装版を破砕する作業 ※舗装の切断を行う場合は、削岩機欄にある「コンクリートカッター等の切断作業」として届出が必要			

上記の表に該当する作業を行なう場合は、●の付いている全ての法・条例にて届出が必要になります。●の横に記載している番号は、各届出様式の「特定建設作業の種類」の欄に記載するものです。

騒音特定施設 届出条件確認表 (届出条件に該当する場合は、必ず届出をお願いします。)

施設の種類	騒音規制法の届出条件		市条例の届出条件	
	施設番号	原動機の定格出力等	施設番号	原動機の定格出力等
金属加工機械	1	圧延機械 合計が22.5kw以上	ア	×
	2	製管機械 ロール式で3.75kw以上	ウ	×
	3	波圧プレス 矯正プレス以外	エ	×
	4	機械プレス 呼び加圧能力294千ニュートン以上	オ	×
	5	せん断機 3.75kw以上	カ	×
	6	鍛造機 ×	キ	×
	7	ワイヤフォーミングマシン ×	ク	×
	8	プレス ×	ケ	×
	9	タンブラスト ×	コ	×
	10	切削機 ×	サ	×
	11	製鉄機 ×	シ	×
	12	製鋼機 ×	ス	×
	13	型削機 ×	セ	×
	14	研削機 ×	ソ	×
15	自動やすり自走機 ×	タ	×	
16	圧風機 (エアコン室外機 などの冷凍・冷蔵及び空調に 用いられる圧縮機を除く)	2	空圧圧縮機で7.5kw未満~3.75kw以上 または、その他の圧縮機で3.75kw以上	
17	冷凍機 (エアコン室外機 などの冷凍・冷蔵及び空調に 用いられる圧縮機を除く)	21	7.5kw以上	
18	クーリングタワー	23	0.75kw以上	
19	送風機 (及び排風機)	3	7.5kw未満~3.75kw以上	
20	粉砕機	1	土石用又は鉱物用の 破砕機・磨砕機・ ふるい及び分級機	
2		食品加工用粉砕機		
3		その他の用に供する 粉砕機 (破砕機及び 磨砕機を含む。)		
4		繊維		
5		防錆機		
6		風船機		
7		燃焼機		
8		コンクリートプラント		
9		コンクリート製品製造機		
10		コンクリート製品製造及びコンク リート製製品製造機		
11		木材加工機械		
12	ドラムパーカー			
13	破木機			
14	帯のご盛			
15	丸のご盛			
16	かんざ盛			
17	孫盛機			
18	印刷機械			
19	合成樹脂射出成形機			
20	鋳造型機			
21	ニューマチックハンマー			
22	ロール機			
23	自動押込み機			
24	ドラムかん洗浄機			
25	ロータリーキルン			
26	コルゲートマシン			
27	重油バーナー			
28	天井走行クレーン			
29	門型走行クレーン			
30	集じん装置			
31	ディーゼルエンジン			
32	ガソリンエンジン			
33	習業を目的として設置され る原動機付き二輪車による 断頭機施設	24	×	

振動特定施設 届出条件確認表 (届出条件に該当する場合は、必ず届出をお願いします。)

施設の種類	振動規制法の届出条件		市条例の届出条件	
	施設番号	原動機の定格出力等	施設番号	原動機の定格出力等
金属加工機械	1	圧延機械 合計が22.5kw以上	ア	×
	2	製管機械 矯正プレス以外	イ	×
	3	機械プレス 1kw以上	ウ	×
	4	せん断機 ×	エ	×
	5	鍛造機 ×	オ	×
	6	ワイヤフォーミングマシン ×	カ	×
	7	プレス ×	キ	×
	8	タンブラスト ×	ク	×
	9	切削機 ×	ケ	×
	10	製鉄機 ×	コ	×
	11	製鋼機 ×	サ	×
	12	型削機 ×	シ	×
	13	研削機 ×	ソ	×
	14	自動やすり自走機 ×	タ	×
15	圧風機 (エアコン室外機 などの冷凍・冷蔵及び空調に 用いられる圧縮機を除く)	2	7.5kw以上	
16	冷凍機 (エアコン室外機 などの冷凍・冷蔵及び空調に 用いられる圧縮機を除く)	11	7.5kw以上	
17	送風機 (及び排風機)	2	×	
18	粉砕機	1	土石用又は鉱物用の 破砕機・磨砕機・ ふるい及び分級機	
2		食品加工用粉砕機		
3		その他の用に供する 粉砕機 (破砕機及び 磨砕機を含む。)		
4		繊維		
5		防錆機		
6		風船機		
7		燃焼機		
8		コンクリートプラント		
9		コンクリート製品製造機		
10		コンクリート製品製造及びコンク リート製製品製造機		
11		木材加工機械		
12	ドラムパーカー			
13	破木機			
14	帯のご盛			
15	丸のご盛			
16	かんざ盛			
17	印刷機械			
18	合成樹脂射出成形機			
19	鋳造型機			
20	ニューマチックハンマー			
21	ロール機			
22	自動押込み機			
23	ドラムかん洗浄機			
24	ロータリーキルン			
25	コルゲートマシン			
26	重油バーナー			
27	天井走行クレーン			
28	門型走行クレーン			
29	集じん装置			
30	ディーゼルエンジン			
31	ガソリンエンジン			
32	習業を目的として設置され る原動機付き二輪車による 断頭機施設	24	×	

※届出条件欄に○が付いている特定施設は、能力を問わず届出が必要となります。

△ 罰則規定について

浦安市環境保全条例第71~74条により各種届出に関する違反、及び改善命令等に違反した者に対しては罰則規定を適用する場合があります。
詳しくは、市公式ホームページ「環境保全条例」でご確認いただくか、環境保全課までお問い合わせください。

みんなで守ろう！ 良好な生活環境

私たちが健康で文化的な生活を送るためには、私たち一人ひとりが近隣に配慮していくことが大切です。小さな気づきや気配りが良好な生活環境を保ちます。

良好な生活環境の保持等

条例第 58 ～ 62 条

(1) 近隣の生活環境への配慮

市民は、日常生活に伴って発生する音、振動又はにおいにより近隣の生活環境を損なうことのないよう相互に配慮し合い、良好な生活環境の保全に自ら努めなければなりません。

事業者は、自らの事業活動に伴って発生する音、振動又はにおいにより近隣の生活環境を損なってはなりません。

(2) 生活排水の排出における調理くずの適正な処理等

市民及び滞在者等は、生活排水を排出するときは調理くず等の処理を適正に行うとともに、洗剤の使用量を少なくするなど、環境に配慮するよう努めなければなりません。

(3) 資材等の崩落等の防止

事業者は、資材等が、他の場所に崩落し、飛散し、又は流出しないよう必要な措置を講じなければなりません。

(4) 砂じんの飛散の防止

土地の所有者又は占有者は、当該土地から砂じんを飛散させないように、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

(5) 投光器などの使用に当たっての市民生活への配慮

何人も、投光器、サーチライトなどを使用するときは、市民の生活環境を損なわないよう努めなければなりません。

騒音をなくす5つの気くぼり

1. 時間帯に配慮しましょう
2. 音が漏れない工夫をしましょう
3. 音は小さくする工夫をしましょう
4. 音の小さい機器を選びましょう
5. ご近所とのおつきあいを大切にしましょう

「その音 だいじょうぶ？」(環境省)を加工して作成



浦安市

平成 29 年 3 月発行